平成２９年（フ）第１３２号
石川県白山市宮永町345番地11
債務者　川崎千恵子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
兵庫県たつの市龍野町堂本262番地　エステート龍野403号室
債務者　慶原孝一こと　鄭　　永孝
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第４６号
兵庫県たつの市龍野町堂本262番地　エステート龍野403
債務者　福島　栄子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第１４８号
熊本市東区尾ノ上２丁目９番５号　クリアネス尾ノ上202、前住所熊本市東区小山２丁目７番３号　Ｌｉｂｒａ　ｈｏｕｓｅｌ　205
債務者　浦田　陽介
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２０８６号
愛知県春日井市岩野町２丁目８番地２　グランシャリオ岩野203号
債務者　小島　将祐
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６３号
愛知県小牧市小木５丁目222番地７、従前の住所愛知県岩倉市栄町１丁目46番地　メーティス604号
債務者　中根　幸惠（旧姓冨岡）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９５６号
愛知県日進市栄４丁目1310番地　ネスパルド日進Ｎ－６
債務者　吉田美奈子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６０号
熊本県菊池郡菊陽町沖野４丁目16番15号
債務者　牛島　雅春
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３号
広島県福山市引野町４丁目12番20号－５、前住所広島県福山市駅家町大字向永谷66番地15
債務者　小林　　佑
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４７号
青森県弘前市大字田町４丁目７番地10、旧住所神奈川県相模原市緑区橋本８丁目６番20号キャトルセゾン橋本Ⅱ303
債務者　上田　良政
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第５９号
青森県平川市尾上栄松82番地11
債務者　船越　靖弘
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第６７号
青森県弘前市大字清野袋４丁目１番地６
債務者　乗田　和子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第６８号
青森県弘前市大字清野袋４丁目１番地６
債務者　乗田　育子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１２５号
神奈川県横須賀市船越町１丁目35番地
債務者　安田　祐也
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１３４号
神奈川県横須賀市富士見町２丁目14番地　ハイツクレール101
債務者　斎藤　雅信
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第９５号
神奈川県平塚市中原１丁目15番21号　グリーンパーク中原101号
債務者　北園　義広
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２６４号
神奈川県平塚市山下284番地　クレセント山下Ｂ－101号
債務者　金見　明彦
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部